# 第 7章 第 7章 総合計画策定の趣旨(序論)

- 1 計画策定の趣旨 6
- 2 計画の位置付け 6
- 3 計画策定の指針 7
- 4 計画の構成と期間 8
- 5 本市を取り巻く社会環境の変化 9



## 総合計画策定の趣旨 (序論)

## 1 計画策定の趣旨

本市は、2008(平成20)年3月に策定した第一次霧島市総合計画に基づき、まちの将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市\*\*」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

第一次霧島市総合計画の策定から10年が経過し、本格的な人口減少社会の到来、東日本大震災などを契機とした大規模な地震災害と原子力政策への不安の高まり、経済・社会のグローバル化\*2や技術革新\*3の急速な進展など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。

このような時代の潮流に的確に対応し、本市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、人口減少の問題をはじめとして、直面する様々な課題に対し、行政だけでなく市民一人ひとりが当事者としての意識を持ち、共に考え、行動していくことが重要です。

そこで、将来における本市のあるべき姿と市民とともに進むべき方向についての基本的な指針として、2018 (平成30) 年度を初年度とする第二次霧島市総合計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

第二次霧島市総合計画は、霧島市総合計画策定条例\*4に基づき、本市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画です。

また、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位計画であり、各分野の個別計画や施策は、本計画に即して策定され展開されるものです。



- ※1 多機能都市 / 南九州の交通拠点としての交通体系、豊かな自然・歴史・文化、更に製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置することにより、「住む・働く・学ぶ」などの環境が整った都市。
- ※2 グローバル化 / 日本国内だけでなく、全世界にわたるさま。
- 3 技術革新 / これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
- ※4 霧島市総合計画策定条例 / 総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を 定めることを目的に、2018 (平成30) 年1月12日に制定。

## 3 計画策定の指針

第二次霧島市総合計画は、次に掲げる指針に基づき策定しました。

#### 指針 (1)

#### 「霧島市ふるさと創生総合戦略\*\*を十分に考慮した計画」とします

第一次霧島市総合計画の成果と課題を十分に精査するとともに、2015 (平成27) 年10月に策定した「霧島市ふるさと創生総合戦略」については、本計画を先導する「先行的施策 (リーディングプロジェクト)」として位置付け、同戦略を十分に考慮して策定します。

#### 指針 (2)

#### 「市民とともに策定する計画」とします

将来に夢や希望を持てるまちづくりを推進していくためには、幅広い地域・世代の市民や大学・企業など様々な分野の有識者など、多くの知恵を結集し、総合力を発揮していくことが重要です。そのため、策定の段階から多様な人材との対話、意見交換を行い策定します。

#### 指針 (3)

#### 「わかりやすく戦略性のある計画」とします

組織機構に十分配慮した計画体系を構築することで、責任の所在を明確にし、部・課が統一的な目標に向かって機能できるよう策定します。

また、目指す将来像が共有でき、誰にとってもわかりやすく活用できる計画にします。

#### 指針 4

#### 「実現性・実効性の高い計画」とします

社会経済情勢や行財政の状況の変化、市民ニーズの多様化を踏まえた真に有効性の高い施策を見極めて策定します。

また、行政経営の視点に立ち、目標に向けた進捗管理を定期的に実施することで、予算・人員と行政評価\*6の連動を強め、経営資源に裏付けされた実現性・実効性の高い計画にします。

注釈

<sup>※5</sup> 霧島市ふるさと創生総合戦略 / 2060年の人口目標を13万人とし、「I まちを元気にする、人を豊かにする産業づくり」、「II 訪れたい、住み続けたいまちづくり」、「III 幸せな家庭づくりを支える環境づくり」、「IV 暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり」の4つの基本目標を掲げ、これらを推進するための具体的な施策をとりまとめた戦略。

<sup>※6</sup> 行政評価 / 施策や事業等の行政活動について、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善を目指す仕組み。

## 4 計画の構成と期間

### 基本構想

まちづくりの基本理念と将来の目指すべ き都市像を示すとともに、これを実現す るための基本方針(6つの政策)等を示す ものです。

【計画期間】

10年間 2018(平成30)年度~2027年度

## 基本計画

基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、 基本方針(6つの政策)を達成するための施策 の体系(施策と基本事業)を示すものです。

【計画期間】

前期5年間 2018(平成30)年度~2022年度

後期5年間 2023年度~2027年度

基本構想

基本計画

; -0.0	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
(H30)	 	! ! !	! ! !	基本	構想	 			
				103	<b>丰間</b>				
	1	i ! !	1	i ! !		i ! !	1		
基本計画(前期)					基本計画(後期)				
5年間					5年間				
	1 1 1	1 1 1	1 1	 	1	 	 		

## 5 本市を取り巻く社会環境の変化

総合計画期間内のまちづくりを考える上で踏まえるべき特に大きな社会環境の変化及びそこから見た本市の課題について、以下のとおり整理しました。

#### ① 人口減少社会の到来と地方創生

我が国は、2015(平成27)年の国勢調査において、総人口が約1億2709万5000人となり、5年前の前回調査と比べて約96万3000人減少しました。このことは、1920(大正9)年の初回調査から約100年にして初めての減少となります。また、翌2016(平成28)年の年間出生数が初めて100万人の大台を割り込み、97万6979人にとどまりました。

第1次ベビーブームの団塊の世代\*7が75歳以上となる2025年には、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる世界でも類を見ない超高齢社会\*8へ突入する見込みです。

本市の人口は、10年前の2007(平成19)年と比較して、約2,300人減少しており、年齢3区分別では、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15歳~64歳)が減少している一方で、老年人口(65歳以上)は約4,300人増加しています。

自然増減数については、2007 (平成19) 年から2010 (平成22) 年は、出生数が死亡数を上回ったのに対し、2011 (平成23) 年から2016 (平成28) 年は、死亡数が出生数を上回っています。

また、社会増減数については、2008(平成20)年を除き、転出人口が転入人口を上回っています。なお、2014(平成26)年から2016(平成28)年の平均では、40代以上は、転入が転出を上回る「転入超過」である一方で、30代までの若年世代は、転出が転入を上回る「転出超過」となっており、特に、姶良市に対しては、全年代において、転出超過となっています。

そのため、多様化する市民ニーズ等を踏まえた、結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援策の展開により出生数を高めるとともに、近隣市への転出状況の把握やその要因の分析に努め、 実効性のある施策を展開していく必要があります。



(資料) 2010 (H22)、2015 (H27):国勢調査、それ以外: 鹿児島県推計人口(年報) ※総数に年齢不詳人口を含んでいるため、総数は、年齢3区分別人口の合計とは一致しません。



(資料) RESAS/総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」



(資料)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

#### ② 安全安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、日本中に大きな衝撃を与えました。加えて、近年、全国各地で記録的豪雨が発生するなど、今までの想定を超える自然災害が発生しています。

本市においては、2010(平成22)年の霧島地区を中心とした記録的な集中豪雨、2011(平成23)年、2017(平成29)年の新燃岳の噴火など、市民生活や地域経済に影響をもたらす自然災害が発生しています。

このような自然災害から住民の生命及び財産を守る対策は、安全安心なまちづくりの観点から欠かすことのできないものであり、あらかじめ被害の発生を想定した上で、人命を守ることを最重要視した"減災"への備えをしていくことが求められています。

また、近年、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれるなど、全国的に安全を脅かす事件等が多発しているほか、消費者トラブルや消費者被害の内容が多様化・深刻化しており、更には、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域社会のつながりも希薄になっていることから、これらに対応した取組が求められます。

#### ③ グローバル化\*\*の進展

国や地域を越え、人・モノ・情報等が活発に交流しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や国際観光需要の伸び等から、今後、外国人が日常的に全国各地を訪れ、滞在する機会が増大することが予想され、世界に通用する魅力ある観光地づくり、外国人旅行者の受入環境の整備が進められています。

他方、ICT\*10の飛躍的な発達と情報通信機器の普及や多様化により、医療、介護、防災等の様々な分野におけるICTの効果的な利活用の促進が期待されています。

また、IoT\*\*<sup>11</sup>、AI\*\*<sup>12</sup>の活用により、ビッグデータ\*<sup>13</sup>を収集・処理・分析し、現状把握・将来予測、更には様々な価値・サービスの創造や課題解決を行うことが可能な時代へと環境が変化してきています。

このようなグローバル化の進展や成長著しいICT化の流れを踏まえるとともに、国際空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝としての地域特性を生かした産業の振興が求められます。また、更なる地域経済の活性化に向けては、時代の流れに対応できる企業や国際的に活躍できる「グローバル人材\*\*4」の育成に向けた取組が求められます。

注釈

- ※9 グローバル化 / 日本国内だけでなく、全世界にわたるさま。
- ※10 ICT / 情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを利活用する技術まで広い概念で用いられている。
- %11 loT / コンピュータやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること。Internet of Things の略。
- $_{\sim}$  12 AI / 知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。
- ※13 ビッグデータ / ICTの進展により生成·収集·蓄積等が容易になる多種多様のデータ。
- ※14 グローバル人材 / 世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間。

#### ④ 地球レベルでの環境問題の進行

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、環境に対する関心は、ますます高まっています。2015 (平成27)年にはCOP21\*15 において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されました。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、今後のエネルギー政策のあり方について様々な議論が行われており、再生可能エネルギー\*16の更なる利活用等が求められています。

近年の環境問題は、国境を越えて地球全体で考えていかなければならない課題であり、市民一人ひとりが温室効果ガス\*\*<sup>17</sup>の発生を極力抑制するなど、環境に配慮した取組を積み重ねていくことが重要となっています。

そのためには、市民や事業者等の各主体が、自ら環境との共生に対する理解と認識を深め、低炭素・循環・自然共生の理念を共有し、連携しながら、次世代に良好な環境を引き継いでいくための取組を進めていく必要があります。

#### ⑤ 厳しさを増す行財政運営

行財政運営を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、経済のグローバル化、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化など、絶えず変化を続けています。

また、将来の更なる人口減少や少子高齢化の進行が予測される中、税収の増加は容易に見込めない状況にあります。一方、超高齢社会\*\*<sup>18</sup>への突入に伴う社会保障関係経費\*\*<sup>19</sup>の増大、一斉に更新時期を迎える公共施設の維持・更新に係る費用負担の増加等は、自治体経営に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

これらの状況を踏まえ、本市は、限られた行政資源の中で、引き続き効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、今後は、PFI\*20やPPP\*21など民間活力の導入等を含めた一層の業務効率化や、施設保有量の適正化、既存資産の有効活用等に積極的に取り組む必要があります。



- ※15 COP21パリ議定書 / 2015 (平成27) 年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議 (CO P21) で採択され、翌年11月に発効した、地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2  $^{\circ}$  公より十分低く保つとともに、1.5  $^{\circ}$  に抑える努力を追求することが掲げられている。
- ※16 再生可能エネルギー / 石油·石炭などの限りあるエネルギーに対して、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、 資源が枯渇しないエネルギーの総称。
- ※17 温室効果ガス / 温室効果を持つ大気中に拡散された気体。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンガスのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。
- ※18 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率 7%~ 14%を「高齢化社会」、同 14%超~21%を「高齢社会」、同 21%超が「超高齢社会」とされる。
- ※19 社会保障関係経費 / 医療・介護の自己負担分以外の給付額など、社会保障制度によって給付される金銭・サービス。
- %20 PFI / Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。
- ※21 PPP / Pablic private partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。